

Title	アメリカ連邦民事訴訟規則における請求の陳述不足による却下の法理について
Sub Title	Motion to dismiss for failure to state a claim under the federal rules of civil procedure in the United States
Author	浜辺, 陽一郎(Hamabe, Yoichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.11 (1993. 11) ,p.72- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19931128-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

アメリカ連邦民事訴訟規則における

請求の陳述不足による却下の法理について

浜 辺 陽 一 郎

はじめに

第一章 フリーディング・ルールと規則第二二条(b)(6)項の

制度目的

第二章 規則第二二条(b)(6)項の適用基準

第三章 規則第二二条(b)(6)項の運用

第四章 規則第二二条(b)(6)項に基づく却下の効果

第五章 結 論

はじめに

アメリカの連邦民事訴訟規則(以下「規則」という。)⁽¹⁾第二二条(b)(6)項は、現代の簡素化されたフリーディング・ルール⁽²⁾のも

とで、事実審理の前に訴状における請求の陳述の十分性をチェックするための制度である。裁判所は、訴状における請求の陳述が不十分であると判断した場合、事実審理に入らないでモーションに基づいて訴状または請求を却下することができる。この制度は、一連のモーション・ブラクティスの中でも、場合によってはディスカヴァリの前でさえ認められる可能性がある点で、最も効率的に事件を処理する手段の一つとして位置付けられる。もっとも、現実はこの制度で事件が却下されてしまうことは、それほど頻繁にあるわけではないが、アメリカの判例集を読んでいるとしばしばこの制度が登場する。

しかし、規則はコード・フリーディングの欠陥を回避しようとしつつ、その利点をそのまま生かそうと試みたため、相反す⁽³⁾

る目的を抱えることになってしまったものの如くである。簡素化されたフリーディング・ルールによれば、原告は訴状に「救済を受ける資格のあることを示す請求の簡潔で明瞭な陳述」を記載するだけで足りるが、裁判所は、その手続の過程において、規則第一二条(b)(6)項に基づき、請求の陳述が不十分な場合は訴状または請求を却下することができるものとした。そこで問題は何時、どのような場合に請求の陳述不足による請求却下を認めるかという点である。一般的には、同項に基づく請求の陳述不足による訴状または請求の却下は望ましいものではなく、めったに認められるものではないと考えられている。⁽⁵⁾

それにも拘らず、実際のところ、その適用にはかなりの混乱が見られる。連邦地方裁判所のレベルでは規則第一二条(b)(6)項に基づく訴状または請求の却下が認められながら、高等裁判所の段階で覆されるケースは意外としばしば見受けられる。例えば、ウィルギングの調査によると、一九八六年から一九八八年にかけて連邦地方裁判所で基本的な要件に関する事実を主張しながらも却下された八つの事件は、全部連邦高等裁判所によって覆された。また、高等裁判所のレベルでのフリーディングに関する見解も必ずしも一致しているわけではない。例えば、第二及び第三巡回区連邦高等裁判所は、所定の事件については、現在より厳しいフリーディング・ルールが適用されると明言しているが、第十巡回区連邦高等裁判所などは、公民権法に関する事件においても等しく緩やかなフリーディング・ルールが適

用されるべきであると明言している。⁽⁷⁾

こうした問題の基本的な対立点をいくつか指摘すると、次の通りである。第一に、現代の簡素化されたフリーディング・ルールと規則第一二条(b)(6)項の制度目的が必ずしも明らかではない。単に相手方に請求の内容を知らせることだけが目的なのか、一定の請求を訴訟の早い段階で排除することもその目的としてよいかという点には根源的な対立があると言えよう。第二に、規則第一二条(b)(6)項の適用基準と運用基準が明らかではない。一般的には、同項による却下はほとんど認められないはずであるが、実際には公民権をめぐる紛争、独禁法や証券法に基づく訴訟等では、特に却下が比較的認められやすいのではないかという疑いがある。第三に、同項による却下の効果が明らかではない。例えば、その判決効はどうなるのか、請求の陳述の変更はどういう場合に許されるのか、上訴はどういう場合に認められるのか、それぞれ問題がある。

確かに、規則は、厳格なファクト・フリーディングのルールを簡素化し、請求の陳述不足による却下制度の重要性を弱める様々な制度を採用したと考えられる。しかし、他方においては、訴訟経済等の要請から、一定の請求を訴訟の早い段階で排除する必要もあるため、規則第一二条(b)(6)項による却下制度の機能をできるだけ保持しようという考え方も根強くある。その結果、主として二つのほぼ対立する方向の動きがあった。その一つは、同項の機能ができる限り少なくしようという方向であり、ほと

んど同項に基づく却下は認められないという原則に忠実に従い、実質的な適用基準の分析を必要とほしないものと捉えることができよう。また、その極端な立場によれば、同項に基づくモーションの実務は反って訴訟の遅延をもたらす結果にしかなくないとの理由により、請求の陳述不足による却下制度を廃止すべきだと主張した⁽⁶⁾。これに対して、もう一つは同項の機能ができる限り高めるべきだという方向であり、その代表的な産物が、実務におけるファクト・フリーディングの再来と呼ばれる動きをここに位置づけることができよう。特に、近年におけるアメリカでの裁判実務において、膨大に膨れ上がった訴訟件数に対してどのように対応すべきかという緊急の課題に対する規則第一二条(b)(6)項の効果的な活用も、その一つとして捉えることができよう。

そこで、本稿は、近年の論争と実務の動向をふまえて、問題点の所在に応じて事案を分類する手法を用いて、規則第一二条(b)(6)項の機能を分析しながら、米国の連邦民事訴訟規則における請求の陳述不足による却下の法理について紹介・分析を試みるものである。第一章では、フリーディング・ルールと規則第一二条(b)(6)項の制度目的を検討する。第二章では、いかなる場合に訴状または請求の却下が認められるのか、同項の適用基準について考察する⁽⁷⁾。第三章では、同項の運用基準、特に裁判所の職権による同項の適用が許される場合、和解に対する影響等を検討する。第四章では、同項に基づく却下の効果をめぐる論

争について簡単にふれてみたい。そして、第五章において、結論として規則第一二条(b)(6)項の機能をまとめてみようとするものである。

(1) 規則第一二条(b)項は、「あらゆる反論は、その必要に応じて(中略)その答弁のフリーディングの中で主張しなければならない。但し、フリーディングをする者の選択により、(1)対物管轄権のない場合、(2)対人管轄権のない場合、(3)裁判籍が不適当である場合、(中略)(6)救済を受けることのできる請求の陳述がでなかった場合、(中略)モーションにより防御することができる。(後略)」と定めらる。

(2) フリーディングの変遷については、小林秀之「フリーディングの変遷とブリトライアル手続」(アメリカ民事訴訟法)一四三頁(一九八五)参照。

(3) *Shreve and Raven-Hansen, Understanding Civil Procedure*, §47, at 180 (Matthew Bender 1989).

(4) 規則第八条(a)項は、「救済を主張するフリーディングは(中略)(1)その裁判所が管轄を有する根拠を受ける資格のあることを示す請求の簡潔で明瞭な陳述、(2)救済を受ける資格のあることを示す請求の簡潔で明瞭な陳述、及び(3)救済を求める判決の請求を記載しなければならない。(後略)」と定める。

(5) *Wilgins, Use of Rule 12 (b) (6) in Two Federal District Courts* (Federal Judicial Center, July 1989) が最近の連邦裁判所における連邦民事訴訟規則第一二条(b)(6)項の運用の実態を研究したものであるとして参考になる。

(6) *Roberts, Fact Pleading, Notice Pleading and Standing*, 65 *Cornell L. Rev.* 390, 418 (1980).

- (7) 例えは、U. S. v. Gustin-Bacon Div., Certain-Feed Products Corp., 426 F. 2d 539, 542 (10th Cir. 1970); Gobel v. Mariopa County, 867 F. 2d 1201, 1203 (9th Cir. 1989); Elliott v. Bronson, 872 F. 2d 20, 22 (2d. Cir. 1989).
- (8) 一九八八年一〇月の民事規則に関する Advisory Committee に基づく Carrington 教授は、訴訟の終結に結びつくことがほとんどない却下のモーション自体が、手続の遅延を招いていること等を理由に請求の陳述不足による却下制度を廃止すべきだと提言した。
- (9) Marcus, The Revival of Fact Pleading Under the Federal Rules of Civil Procedure, 86 Colum. L. Rev. 433 (1986) は、判例におけるファクト・プリーディングの復活を検討している。この論文は、「一九八九―二」アメリカ法一三二―一三二二にも紹介されている。但し、Marcus 教授は、実務におけるファクト・プリーディングをサマリー・ジャジメントの運用において活用すべきであるという考え方をしている。
- (10) Valley v. Maule, 297 F. Supp. 958, 960-61 (D. Conn. 1968).
- (11) ここでいう適用基準とは、規則第一二条(b)(6)項を最終的に適用するか否かを決定する基準であり、プリーディングの最終段階で規則第一二条(c)項を適用するか否かを決定する基準と同じであると考へられる。Shreve and Raven-Hansen, supra note (3), §50 [B] [3] at 200 n. 29. そこで、両条項を併せて考え、本稿はプリーディングの最終段階を議論の対象とする。

第一章 プリーディング・ルールと規則

第一二条(b)(6)項の制度目的

現代の簡素化されたプリーディング・ルールと規則第一二条(b)(6)項の制度目的は、必ずしも明らかではない。簡素化されたプリーディング・ルールのもとではプリーディング自体の重要性は減少したはずであったが、規則は、請求の陳述が不足している場合に訴状または請求を却下できるとする制度を残し、また、訴状にどの程度の陳述があれば十分なのかという点については必ずしも明らかにしなかった。

歴史的に見ると、プリーディングは、①請求または抗弁に関する「ノータイス」を与える機能、②各当事者が存在すると信じる事実を陳述させる機能、③事実関係をより詳しく陳述させる争点を限定する機能、④偽りの請求や非本質的な請求の迅速な処理の手段を提供する機能等を有するものと考えられてきた。¹²

コモン・ローと旧民事訴訟法典は、これら四つの機能全部がプリーディングによってなされることを期待し、厳格な所謂ファクト・プリーディング・ルールを発達させた。しかし、ファクト・プリーディングはその機能全部を十分に果たせなかったばかりか、「請求の原因」 cause of action を構成する事実をめぐって混乱が生じる結果となった。現在の規則は、こうした反省を踏まえ、②は、ルール11やディスカヴァリに、③はディスカヴァリやブリトライアル・カンファレンスに、④はサマリー・

ジャジメント Summary Judgment⁽¹³⁾の申し立てを始めとする各種の申立制度等に、それぞれ委ねることとし、フリーディングに対しては主として①の機能を果たすことだけを要求したと説明される。

かくして、フリーディングには請求や抗弁の性質とその理由に関する「ノータイス」の機能だけを要求するという「ノータイスの理論」が、フリーディングの機能を説明するために広く用いられるようになった。それ故、規則は所謂ノータイス・フリーディングのシステムを採用したと言われ、連邦裁判所の判例においてノータイスの理論に基づいてフリーディングを説明するものが見られる。

確かに、規則第八条(2)項は、フリーディングをする者は救済を求める権利があることを示す簡潔な請求の陳述をすれば足りるものとし、同第八条(b)項は、抗弁について同第八条(2)項と同旨を規定し、また同第八条(1)項は、すべてのフリーディングの主張は、簡潔で直接的でなければならぬとし、技術的な形態を不要とすることによって、フリーディングの簡素化を徹底した。更に、同第八条(f)項は、すべてのフリーディングは実体的正義を実現するように解釈されなければならないと規定し、かつてのようにフリーディングのルールが実体的正義の実現を妨げることを防止しようとする規則の趣旨を明らかにしている。こうした簡素化されたフリーディング・ルールによれば、フリーディングの機能は「ノータイス」以外には見当たらない

と言えそうである。

しかし、現在の規則は、請求の陳述が不十分であると認められた場合には訴状または請求を却下できるとする制度を残した。これを定める規則第一条(b)(6)項は、原告が救済の認められる請求を陳述できなかった場合には、モーションによってその請求を却下できるとする。この却下を求めるモーションは、訴状の適法性を審査するものと一般的には言われている。ここから、規則第二条(b)(6)項との関係で、フリーディングが単に相手方に請求の内容を知らせることだけを目的とするのか、一定の請求を排除することもその目的としてよいかという問題が生ずる。

翻って考えるに、規則がフリーディングによって果たされるべき機能は単に「ノータイス」だけであると言っても、そのノータイスとは何を目的とするのか明らかではない。相手方に対して何らかの訴訟を起こしたことだけ知らせればよいのか、請求原因の詳しい内容まで知らせることまで目的なのかによって、全く意味が異なってくる⁽¹⁵⁾。また、ノータイス・フリーディングというラベル付けは、規則第八条(2)項等の請求の陳述に関する最低限度の要件の存在を忘れさせる危険があるという指摘もある。更に、単にノータイスの機能だけを強調し、ノータイスが十分になされなかった場合にだけ却下が認められる可能性があるものとするのは、被告の本案の答弁を遅らすことにもなりかねない危険性を孕んでいる。なぜなら、一旦被告が答弁を

するならば答弁が可能な程度には請求の陳述があったことを認めることになりかねず、被告としては少しでも請求の陳述が不足しているかもしれないと判断すれば、とりあえず本案の答弁をしないで規則第一二条(b)(6)項に基づく却下の申立てをして争うことが得策であるかもしれないことになるからである。

元来、ノーティスの理論は、訴状の記載を巡る、紛争の実態からすれば不必要な形式的争いを排除し、請求に関する事実を証明する証拠を収集する合理的な機会を確保するために生み出されたものである¹⁶⁾。即ち、フリーディング・ルールを簡素化することによって、原告をファクト・フリーディングの厳格な要件から解放し、実体的正義に適う紛争の解決を期待したのである。しかし、この理論は実体的正義に適う法律上の争いや前提問題として解決を要する訴状の充分性を巡る争いまで排除することを要求するものではない。フリーディングに最低限度の要件を求めることは、何ら簡素化されたフリーディング・ルールの趣旨を害することにはならないと考えられる。むしろ、一八九三年の規則第一条の改正により、フリーディングにおいても「事実において十分根拠があること」が要求されるようになった¹⁷⁾。この所謂ルール11の改正がフリーディング・ルールにどのような影響を与えるのかという問題はまだ検討が始まったばかりであるが、フリーディングに最低レベルのノーティスだけしか要求していないという立場に修正が施されたのではないか

という見方もできよう。¹⁸⁾

思うに、規則第一二条(b)(6)項は、実体的正義に適う法律上の争いや訴状の充分性を巡る前提問題を解決するために積極的な機能を果たすものとして捉えるべきであろう。かかる視点から、不当な請求を手続の早い段階で排除する目的を積極的に認めるべきであると考えることができる。フリーディング・ルールは、前述のノーティスの理論に鑑みてファクト・フリーディングの厳格な要件を廃し、実体的正義にかなう紛争の解決を図るために導入されたものであることを認めつつも、その制約として、規則第一二条(b)(6)項の重要な制度目的に、簡素化されたフリーディング・ルールの趣旨を害しない範囲で、不当な請求を手続の早い段階で排除するという目的があることを認めるべきであろう。

(12) *Shreve and Raven-Hansen, supra note (3), § 47 at 180.*

(13) サマリ・ジャジメントとは、正式の事実審理を経ないでなされる判決であり、重要な事実について真正な争点がなく、専ら法律問題だけで判決できる場合に、モーションに基づいて裁判所が下す判決をいう。しばしば略式判決と訳されることもあるが、略式手続きを想起させるなど、サマリ・ジャジメントと異なるイメージを与えるので避けた方が良いとの見解に従い、本稿では単に、サマリ・ジャジメントという用語をそのまま使うことにする。田中英夫編「英米法辞典」八二六頁（東京大学出版会一九九二）。

(14) この他、28 U.S.C. § 1915 (d) も軽微な事件や悪意に基づく訴えを却下できるとする。

- (15) Sutherland, Fact Pleading vs. Notice Pleading: The Eternal Debate, 22 Loyola L. Rev. 47, 48 (1976).
- (16) 2A Moore's Federal Practice 8-01 [3] at 8-7 (Matthew Bender 2d ed. 1991).
- (17) 規則第一一条は、フリーディングについて、相応な調査の後、事実において十分根拠があり、かつ法的にも理由がある上に、訴訟の遅延や費用増加等の不適当な目的のためになされたのではないこと、署名を要求し、違反があった場合にはそこから生じた相当の費用を相手方に支払わなければならないことを規定する。
- (18) James, Hazard and Leubsdorf, Civil Procedure, § 3, 13, at 163 (Little Brown 4th ed. 1992); Wingate, A Special Pleading Rule for Civil Rights Complaints: A Step Forward or A Step Back?, 49 Mo. L. Rev. 677, 690 (1994) 参照。

第二章 規則第一二条(b)(6)項の適用基準

一、コンレーの基準

規則第一二条(b)(6)項のもとで、いかなる場合に訴状または請求の却下が認められるのであろうか。一般的には、同項による却下はほとんど認められないはずであり、フリーディングにおいては当事者は自己の立場の概括的な請求の陳述をすれば足りるはずである。かかるフリーディングの一般的なルールを確認した連邦最高裁判所のリーディング・ケースとして、コンレー

対ギブソン事件がある⁽¹⁹⁾。

コンレー対ギブソン事件において、連邦最高裁判所は、「訴状の十分性を評価するに当たり、原告が救済される権利のあることを示す請求を支える事実を提出できないと明白に判断できる場合以外、訴状は請求を陳述できなかったとして却下されるべきではない。」として、原告の主張が立証されれば当該法律違反は明らかであると判示した。その理由として、連邦最高裁判所は、「連邦民訴規則は、請求を支える事実を詳細に記載することを求めてはおらず、請求とその根拠のノータイスを与える簡潔で明瞭な陳述しか要求しておらず、連邦民訴規則第八条(f)に従えば、原告の訴状は適切に請求を提示し、適正なノータイスを被告に与えていることは疑いない。」と述べた。

この「原告が救済される権利のあることを示す請求を支える事実を提出できないと明白に思われる場合以外、訴状は請求を陳述できなかったとして却下されるべきではない」という基準を、本稿ではコンレーの基準と呼ぶことにするが、却下を認めるに当たり、この厳格な明白性の基準が広く裁判所に用いられてきた。そして、法律上特別に厳格なフリーディング・ルールが明文で要求されていない限り、裁判所は原則通り、簡素化されたフリーディング・ルールに沿って判断しなければならぬと考えられるのである。

二、判例に見られる厳格な

プリーディング・ルール

現在特に問題とされているのは、公民権法をめぐる紛争、独禁法や証券法に基づく訴訟等、裁判所が望ましくないと考ええる訴訟においては、却下を認めるに当たって特に緩やかな基準が用いられているという点である。伝統的に悪意のある訴訟や名誉毀損及び口頭誹毀についての請求原因は厳格に解釈されてきた²⁰⁾。これらの訴訟においては却下を認めるに当たっても、特に緩やかな基準、即ち厳格なプリーディング・ルールが用いられてきたといわれている。これに類似するような形で、公民権法に関する訴訟、証券法関連訴訟、反トラスト法等、裁判所が望ましくないと考える訴訟において、特別のプリーディング・ルールによって多くの訴訟が却下される結果となり、近時多くの学者らにより簡素化されたプリーディング・ルールに反しているのではないかと指摘されている²¹⁾。これらの複雑かつ大規模な訴訟についても、いくつかのリーディング・ケースが通常と同じ簡素化されたプリーディング・ルールに基づいて判断すべきであることを明らかにしたにも拘らず、好ましくない訴訟に対するファクト・プリーディングの再来といわれる動向は、近時ますます顕著になりつつあるようである。そこで、まず一部の裁判所が所定のケースに特別の厳格なプリーディング・ルールが用いられるべきだとする理由を検討してみることにする。

第一に、実体法上または政策上の理由から特別の厳格なプリーディング・ルールが要求されることがあるという議論がされることがあった。例えば、表現の自由で保護されるべき行為に對して請求をしようとする場合には、表現の自由の重大性に鑑みて特別の厳格なプリーディング・ルールを要するというような議論が見られた²³⁾。しかし、実体法が請求の陳述の内容に影響を及ぼすことは確かであるが、記載の程度については当然には影響を受けず、特に厳格なプリーディングを要求するためには規則第九条のような明文による法律の定めがなければならないということが妥当であろう。連邦最高裁判所の判例にも、実体法上の政策目的が、明文の根拠なしにプリーディング・ルールに影響を与えることはない²⁴⁾と判示し、厳格なプリーディングの要件を強いるか否かは立法府によって決められるべきであると指摘した²⁴⁾ものがある。

第二に、近時の訴訟件数の増加を理由に特に訴の提起が著しく増加した一定の種類的事件については厳格なプリーディングを要求することができるという考え方が²⁵⁾ある。例えば、刑務所における人権侵害を理由とする公民権法に基づく訴訟において、かかる理由付けが用いられることがあった²⁵⁾。しかし、訴訟が増加したのは、プリーディングが簡素化されたことが本当の理由であるという根拠はなく、また訴訟の増加自体が忌むべきことではない以上、それを理由としてプリーディングを厳格化することはできないと考えざるを得ない。例えば、刑務所を舞

台とする公民権法に関する訴訟の増加も、真の理由が刑務所において人権侵害が増加している事実の反映にすぎないのかもしれない。その真偽を審理する場こそが裁判所であることを考えれば、フリーディングの厳格化という対処は妥当ではなく、他の事件と同じように、簡素化されたフリーディング・ルールに従うべきことは当然であるといえよう。

第三に、訴訟経済の公益性という見地から、複雑な事件について厳格なフリーディング・ルールを用いようとするものがあった。しかし、ナグラー対アドミラル社事件⁽²⁶⁾で、反トラスト法訴訟のような大きな訴訟事件においても、通常の簡素化されたフリーディング・ルールに従うべきことが明らかにされている。この事件で、クラーク判事は、厳格なフリーディング・ルールが反って訴訟の技術的な問題から訴状を膨らませ、不必要な手続を増加させる結果となる恐れがあることを指摘している。かくして、訴訟経済の公益的見地も厳格なフリーディング・ルールを正当化することはできないと言えよう。むしろ、明確な適用基準の設定の方が、申し立て却下に関する審理を的確に処理できる結果、訴訟経済の要請にもより効果的に沿うものといえよう。

第四に、司法権の限界から厳格なフリーディングを要求しようとする考え方が、「事件性」「紛争性」等の訴訟要件をめぐって登場したことがあった。⁽²⁷⁾しかし、この問題は、フリーディングにおける訴訟法上の問題というよりも、「事件性」「紛争性」

の要件自体の問題であり、その実体法的側面から検討すべきものであろう。そして、この点においては、実体法が直接手続法に影響を及ぼすものではないという原則に鑑み、「司法権の限界」なる概念もまた、所定のケースに厳格なフリーディングを要求する根拠にはなりえないと言わねばならない。

第五に、被告の権利保護のために、充分な陳述をさせるか、それができなければ迅速に紛争を解決を図る必要があるという理由で厳格なフリーディングを用いるという考え方がある。特に米国では、勝訴の見込みもないのに、被告が訴訟のために生ずるコストを防ぐためにいくらかの和解金を支払ってくれることを目当てに訴訟を起こす者がいる。そこで、そのような訴訟を防止するために証券法関係訴訟等において厳格なフリーディングを要求する判例も現れた。⁽²⁸⁾しかし問題は、本当にその訴訟が不当な和解金目当ての訴訟か否かであり、その判断は必ずしも容易ではないはずである。単に証券法に基づく複雑な訴訟だからといって、法律で必要とされている以上の厳格なフリーディングを要求する理由は乏しいと言わざるを得ない。むしろ、かかる不当な訴訟は、訴訟費用を敗訴原告に負わせる規則第一条や規則第一二条(b)(6)項による却下の適用基準をより明確にすることによって解決すべきであらう。

それでは、このような混乱が生じた理由は何であらうか。第一に、コンレーの基準が規則第一二条(b)(6)項の適用基準を示すには曖昧すぎたことが指摘できよう。コンレーの基準を文字通

りに解するならば、ほとんど同項に基づく却下は不可能であり、同項を廃止したのと同じことになってしまふことは不都合である。現在同項の適用に見られる混乱は、コンリーの基準が同項の唯一の適用基準としてあらゆるケースで用いられることは妥当ではないことを示すものに他ならないであろう。

第二に、法文上からはどの程度の陳述があれば十分なかに ついてはほとんど何も示されていないことが、かなり早くから問題として指摘されていた。簡素化されたプリーディング・ルールに従って、原告は訴状に「救済を受ける権利のあることを示す請求の簡潔で明瞭な陳述」をするだけで足りるものと規定されたが、どの程度の陳述があれば十分なかについては全く明らかにはされなかった。また、規則においては、コード・プリーディングのもとで大問題であった結論、主要事実、証拠的事実の区別はもはや問題にならず、規則第八条の要件を満たしていれば、請求の主張や事実の陳述であれ、一般概念を使用しているものであれ、証拠的事実を含むものであれ、すべて適法とされた。規則の起草者は、アメリカのコード・プリーディングにおいて「請求の原因」cause of actionを構成する事実をめぐって生じた大混乱を回避するため、「請求の原因」cause of actionという語も、事実という語も用いなくなった。かくして、規則第一二条(b)(6)項に基づく却下に関する審理において、判断の基礎となる視点まで捨てられたかのように、法律上の問題と事実の記載の問題も十分に分析されなかった嫌疑があると思わ

れる。

第三に、規則第八条(b)(2)項は、請求の陳述の要件を定めるに際して、結論、主要事実、証拠的事実の区別をめぐる無数の判例を無意味にし、判例によって新しい要件に対して柔軟なアプローチがなされることを期待した。²⁹⁾そのため、規則第九条等のような明文の例外を除き、一般的に相手方に請求や抗弁の基礎の適正なノータイスを与えているか否かは、問題となっている争点に依存して個々具体的に決定されると解された。³¹⁾即ち、却下を認めるべきか否かは、個々具体的に判断されることになるのである。しかし、こうした態度は、結局事件の請求の種類が裁判所にとって好ましいか否かによって異なった適用基準を認める温床となった。そのみか、陳述の「程度」という極めて判断のしにくい問題を裁判所は扱わざるを得ず、かかる問題のときにくさもあって、結局は規則第一二条(b)(6)項による却下がほとんど認められないという程度の漠然とした位置付けけしかなされてこなかったように思われる。

もっとも、裁判官の中には、より厳格に見えるプリーディング・ルールは単にノータイス理論を具体的に定めた結果にすぎないと論ずる者もある。³²⁾しかし、既に検討した厳格なプリーディング・ルールの理由付けを巡る議論からも明らかな通り、一定の類型の事件についてのみ厳格なプリーディング・ルールが適用されているという見方が正当であろうし、多数説である。また、ノータイス理論自体が必ずしも明確ではなく、プリーデ

イングのルールを十分に説明しきれないことは本稿でも前に述べた通りである。そして、仮にかかる厳格なブリーディング・ルールが認められるとしても何を根拠に、如何なる類型の事件に、どの程度厳格なブリーディング・ルールが用いられるべきかが問題となるが、これに対して十分な回答をすることはその性質上ほぼ不可能であるように思われる。

かくして、多くの学者が公民権法に関する訴訟等で原告に不利な厳格なブリーディング・ルールを用いることの不当性を批判するように、一定の訴訟について差別的に見られるファクト・ブリーディングの再来といわれる動向の妥当性には大きな問題があると言つて間違いないであろう。しかし他面、実務が直面してきた膨大な訴訟件数の効率的な処理、特に実体的正義に適用形で早い段階に終結させたいという考え方にも充分配慮する必要がある、ここにノーティス理論と規則第一二条(b)(6)項の見直しが問題となるわけである。

三、ウィルギングによる分類手法の利用

思うに、事件の請求の種類によるのではなく、却下を認めるか否かを定める問題点の所在の違いに応じて適用される基準を考察するならば、論点に応じて適用する基準も異なるかもしれない。そもそも、規則第一二条(b)(6)項の適用が問題となるのは、原告の請求が法律上認められるかという実体法上の問題と、訴状の記載が十分といえるかという手続法上の問題に分けて考え

ることができる。そこで、近年の論争と実務の動向をふまえて、問題点の所在に応じてケースを分類する手法を用いて、規則第一二条(b)(6)項の機能を分析することが有益であり、必要でもあろう。米国の実務家のなかには、問題点の所在に応じてケースを分類して同項の適用状況を研究した者がいる。ウィルギングは、同項の適用が問題となったケースを、次の六つの類型に分類した⁽³⁾。

第一に、全く法律上の根拠記載がないケース(第一類型)、

第二に、法律上請求が認められるか否かが問題となるケース

(第二類型)、

第三に、全く事実上の根拠記載がないケース(第三類型)、

第四に、陳述が一般的または結論的すぎて紛争の基本的な性格すら明らかにならない程度にしか事実の記載がないケース

(第四類型)、

第五に、陳述された事実関係からすると法律上救済が認められることはほとんどありえないようなケース(第五類型)、及び

第六に、紛争の基本的性格が明らかになる程度の事実の主張があるケース(第六類型)。

第一類型と第三類型のケースは実務上あまり生じないが、これらは、同項による却下が認められる典型的な場合であるといえ、理論的にも請求の陳述がないということは容易に判断でき

るので、その請求を却下できることにはほとんど問題がない。第一類型の例としては、訴状の記載から請求が時効にかかっていることが明白である場合や、原告の請求自体が違法で認められないことが明白である場合等を挙げることができよう。第三類型の例としては、*Heart Disease Research Foundation v. General Motors Corp.* 事件を挙げることができる。この事件で、原告は被告の大手自動車メーカーが自動車の大気汚染防止装置の開発を抑制する共謀をしたことがシャーマン法違反であると主張して訴えを提起したが、第二巡回区高等裁判所は「反トラスト法違反の共謀を裏付ける事実を原告は一切主張していなかった」との理由で、規則第二条(b)項に基づく却下を是認した。第二類型の法律上の請求の成否が問題となるケースについていかなる適用基準を用いるのかという点については後に検討する。

これに対して、第四ないし第六類型の場合は、訴状の一応の事実記載が十分といえるか否かという手続法上の問題として捉えるべきであろう。結論的には、第四類型の請求と第五類型の請求は却下が妥当であり、第六類型の請求は、却下の申し立てを否定することが妥当であると言えそうである。前に紹介したコンレー対ギブソン事件や後に紹介するディオガーディ対ダーニング事件等は、これらのうちのどの類型に該当するかが問題となったものと理解することができよう。但し、これらの分類は、事件そのものを分類する訳ではなく、一つの事件の中にも

いくつかの論点が重複して存在していることがある。そこで、こうした分類の性質にも注意しながら、以下これらの分類に従って、検討してみることにする。

四、法律上の請求の成否

(第二類型に関する考察)

当事者が訴状に「救済を受ける資格のあることを示す請求の簡潔で明瞭な陳述」をすとは、その請求が法律上認められることを示さなければならないという要件を含んでいると考えられる。その請求の簡潔で明瞭な陳述をするだけで足りるとはいえ、暫定的にせよ請求が法律的に認められることを確認しなければ、その後の手続が無駄になる恐れがある。そこで、現在の規則の運用において、コード・ブリーディングのもとで大問題であった法律的結論、主要事実、証拠的事実の区別はもはや問題にならないとはいえず、単なる法律的結論、根拠のない結論、裏付けのない推論等だけでは、請求の陳述をしたことにはならないことは、連邦裁判所においても広く認められてきている。³⁶⁾ それでは、かかる請求の成否に関する法律上の問題を処理する場合においても、コンレーの基準が適用されるべきであろうか。いくら訴状の陳述が充分であることをできる限り認める必要があるといっても、法律上救済を受けることができないう請求を手続の早い段階で排除するという目的からすれば、「原告が救済される資格のあることを示す請求を支える事実を提出

できないと明白に思われる場合以外は、訴状は請求を陳述できなかったとして却下されるべきではない」という厳格な明白性の基準は、必ずしも妥当ではない。訴えを起こす段階において法律上の根拠が曖昧であっても良いという根拠はなく、事実関係の一部が被告に握られているのに対して、法律的な検討は原告自身で十分にできるはずであるから、法律的な主張を原告の負担としてもあながち不公平ではないと思われる。原告が自ら訴訟を通じて法律的な権利の実現を図る以上、その法律的主張が正当であるか否かを判断するに際し、原告に一方的に有利な前記の厳格な明白性の基準を用いることは、論理的ではないし、不公平でもあろう。そこで、請求の陳述内容に法律上の問題がある場合は、コンレーの基準に従うべきではなく、合理的な解釈に従って、請求を却下することもできると解されるべきであろう。

こうした結論は、以下の理由付けからも支持されるべきである。第一に、審理を継続することによって反対の結論となる可能性があるか否かの判断は、その法律的な問題の判断をする裁判官がかなりできるはずであると考えられる。第二に、地方裁判所が却下しても、高等裁判所がその法律上の問題を審理する機会が与えられるのであるから、早期に上級の裁判所の法律的判断を仰ぐことができ、結局事件の早期解決に資することになると考えられる。第三に、第一審の裁判所に積極的に法律判断することを奨励することにより、連邦地方裁判所の裁判官の機能を高め、その活性化を図ることが期待できる。

規則第八条(f)項はすべてのフリーディングは実体的正義を実現するように解釈されなければならないと規定し、かつのようになりフリーディングのために実体的正義の実現が妨げられることをなくそうとした規則の趣旨は、訴状の合理的な解釈に従って、請求を却下することまで排除するものではない。即ち、請求の陳述内容に法律上の問題がある場合は、コンレーの基準に従うべきではなく、合理的な解釈に従って請求を却下することもできると解されるべきであろう。いくつかの裁判例は、従前からこうした考えに沿ってきたものと解することができる。例えば、ビンケン対シカゴ・ノースウエスタン鉄道事件³⁷において、原告は、「被告の鉄道を走る滑車と衝突事故を起こしてしまつたのは、被告の滑車に適当な警告書が付されていなかったからであり、警告書を付けていなかった過失に基づいて損害賠償を求めろ」と主張した。しかし、裁判所は被告にそのような義務はなかったとして、規則第一二条(b)項に基づき却下を認めた。この事件で、裁判所は「法はそのような義務を明確に否定しているようである」と述べるに止どまり、「明確に否定している」というような断定はしなかった。確かに、原告に最も有利に解釈するならば、そのような義務を認めることも論理的に不可能ではなかったかもしれないが、裁判所は敢えてそのような解釈はせず、合理的な解釈をすることによって結論を導いた。かかる裁判所の態度は当時の法律に照らせば公平で合理的であり、厳格にコンレーの基準に従って却下を否定していたら反っ

て規則の本来の趣旨に反するであろう。

しかし、一部の裁判官は、このような局面においても、なおコンレーの基準が適用されるべきであると考えているものもの如くであり、このあたりの見解の対立が明確に現れたケースにフアルクナー・アドバタイシング・アソシエイト対日産自動車事件がある。この事件において、原告は、被告日産自動車が増加的な宣伝広告活動をすることを決め、その広告宣伝費用が増加することを理由に自動車の卸し売り価格を引き上げ、それまで販売店に与えていた広告宣伝費用を与えないことにしたことが、不当な抱き合わせ契約としてシャーマン法に違反するとして訴えた。⁽³⁸⁾ 第四巡回区高等裁判所の多数意見は当該行為はシャーマン法違反の抱き合わせ契約に当たらないとして、規則第一二条(b)(6)項に基づく却下を認め⁽³⁹⁾た。ところが、少数意見がその多数意見に反対する理由の一つとして、コンレー対ギブソン事件を引用して、多数意見の判断はコンレーの基準に反するという批判を展開した。⁽⁴⁰⁾ 思うに、当該行為がシャーマン法違反に該当するか否かをその法律の解釈問題として十分に議論することは正当であろうが、この場合にコンレーの基準を持ち出すことは妥当ではない。なぜなら、ここでコンレーの基準に従って原告に最も有利な解釈をするだけであれば、実体法上の請求の成否をチェックする規則第一二条(b)(6)項は完全に没却されてしまうと考えられるからである。

ところで、以上のような見解に対しては、いくつかの視点か

ら疑問を提示することができよう。そもそもブリーディングという早い段階において請求が認められるか否かを判断することは不可能であり、また不当でもあるから、規則第一二条(b)(6)項において請求の成否に関する法律上の問題をチェックする機能は一切認めるべきではないという見解がある。この立場が不当であることは、これまでの検討の中で、ある程度既に明らかであると思われるが、その指摘するところを、若干検討しておきたい。

第一に、ブリーディングという早い段階においては、まだ事実関係が十分出揃っていないのであるから、請求の成否に関する法律上の問題をチェックすることはできないかのように考えられるかもしれない。しかし、注意しなければならないのは、請求の成否に関する法律上の問題をチェックするのは規則第一二条(b)(6)項に基づく申し立て審査の段階だけではなく、他の段階でもなされるが、ブリーディングという早い段階においてもなされることがあるというに過ぎないという点である。例えば、サマリー・ジャジメントが認められるか否かという段階においても請求の成否に関する法律上の問題をチェックできるわけであるが、そのように手続がより進めば裁判官は、実務上より積極的に判断できるであろう。それに比べると、ブリーディングという早い段階での判断がなされるのは限定的であるかもしれないが、裁判官の裁量の範囲内で合理的な却下をする権限は認められて然るべきであろう。

第二に、法律上の問題をチェックするとはいえ、勢い事実上の判断もしてしまふ恐れがあるとの指摘がある。しかし、この問題は、あくまでも訴状記載の主張を一応事実として認めただりえて法律的な判断をしているかぎり回避できる性質のものである。確かに、判例の中には、下級審が明らかに事実の認定を先取りしてしまったとして破棄されたものも見られるが、これは個々のに法律上の問題と事実認定の問題を区別することにより対処すべきである。根本的には下級審の裁判官に対する不信があるのかもしれないが、いずれにしても控訴審で早期にチェックされるはずであるから、反って下級審の誤りは早く是正できるということができる。

第三に、法律上の問題と事実認定の問題を区別することは、いかなる場合でも明確にできるのかという問題がある。確かに、この問題に関してはいずれか判断のつきかねるものがいくつかあることは周知のとおりである。例えば、「過失」「十分な理由」「因果関係」等については従前から議論があるが、このうち、「因果関係」等については従前から議論があるが、このうち、規則添付の訴状の記載例からすると、「過失」についてはその内容を詳しく陳述する必要はなくなつたと考えられる。しかし、これは陳述の記載の程度について当てはまるものであり、裁判所が合理的に法律上過失が認められるか否かを判断しうることは、前記ヒンケン事件で検討した通りである。思うに、合理性、十分性等の判断は、証拠に基づく判断ではなく、当事者の主張に規範を当てはめるものであるから、本来的には裁判所の

なすべき法律的な解釈の問題であると考えられるが、法律上またはコモン・ロー上、特に事実問題として決めるべき場合に限り、事実認定の問題であると解するべきであろう。そこで、このように何らかの形で法律上の問題と事実認定の問題を区別すれば、合理的な範囲で規則第一二条(b)(6)項において請求の成否に関する法律上の問題をチェックすることは妥当であろう。

五、訴状の記載の十分性

（第三類型ないし第六類型）

現在の規則の下で、請求の原因を構成するために十分な事実を陳述することはフリーディングの要件ではないが、当事者は訴状に「救済を受ける資格のあることを示す請求の簡潔で明瞭な陳述」をする必要がある。第三類型の陳述が却下の対象となることには異論がないことから、この要件の存在は疑いがない。而して、被告から訴状または請求の却下の申し立てがあり、裁判所が、実体法上の問題はなさそうであるが事実の陳述の記載の程度に問題があると判断した第四類型ないし第六類型の場合、コンレーの基準に従うことは、結論的に妥当であると考えられる。そこで、コンレーの基準の内容についてももう少し分析してみる必要がある。

コンレー対ギブソン事件において、連邦最高裁判所が指摘する通り、規則は、フリーディングにおいては請求を支える事実の詳細な提示を求めている。訴状においては、請求とその根

拠を明示する簡潔で明瞭な陳述をすれば足りる。規則添付の記載例は、一部の事件についてだけであるが、その記載の仕方を明らかにしたと考えられる。また、規則によって導入されたデイスカヴァリやその他のプリトライアル手続によって請求や抗弁の基礎がより正確に開示され、争点がより限定されることによって、従前プリーディングに課せられていた機能を訴訟手続のいずれかの段階で実現しながら、プリーディングを単純化することが可能になった。更に、被告側が重要な関係資料を握っていることも多々あり、原告の立場において、必ずしも訴状提出の段階で請求に関して必要な事実関係をすべて入手し、把握できるとは限らないし、それを強制することは公平ではないと考えられる。そこで、規則第八条(f)項に従えば、原告の訴状は、法律的な根拠に基づいているかぎり、できるだけ請求の陳述を十分にしていると解釈すべきであろう。

しかし、コンリーの基準のもとにおいても、どの程度の記載であっても却下を免れるわけではなく、いくつかの最低限度の要件が存在する。その要件はどのように導き出すべきであろうか。第一に、規則は、その予定しているプリーディングの程度をできるだけ明確にして、その趣旨を徹底させるために、具体的な書式を規則に付録として添付しているので、訴状の記載は規則添付の訴状の記載例(Official Forms)のような概括的な主張で足りるようになったといえるが、その書式が備えている要素は最低限度の要件と考えることもできる。従って、その分析

をすることが一つの手掛かりにならう。⁽⁴¹⁾ 第二に、訴状における請求の陳述の記載の程度が問題となったケースとして、ディオガーディ対ダーニング事件⁽⁴²⁾が有名であるが、第二巡回区高等裁判所は原審を破棄差戻し、その意見を書いた規則の起草者の一人でもあるクラーク判事は、「新しい連邦民事規則の下では、請求の原因を構成する十分な事実を陳述することはプリーディングの要件ではなく、当事者が救済される資格のあることを示す簡潔で明瞭な請求の陳述があれば足りる。拙劣な陳述ではあるが原告は被告が横領か何かによりトニック二ケースを紛失し、残りは競売と両立しない方法で売却したという請求の理由を陳述している。」と判示した。⁽⁴³⁾ そこで、規則の起草者の意図を参考にする意味で、この判例を吟味することが有益であると思われる。第三に、現在の規則の解釈を検討するためには一九八三年の規則第一一条の改正⁽⁴⁴⁾に注目する必要がある。前述の通り、所謂ルール一の一の改正により、プリーディングにおいても「事実において十分根拠があること」が要求されるようになった。この改正により、規則がプリーディングに最低レベルのノータイスだけしか要求していないという立場から修正を加えたと考えられることは十分理由のあるところであり、その意図から訴状の記載に一定レベルの陳述を要求することは合理的な解釈として認められるべきであろうと考えられる。これらの視点に基づいていくつかの最低限度の要件として、以下のようなことが指摘できるであろう。

第一に、請求の本質的要素、即ち請求の理由付けの最も核心をなすべき部分を欠かしてはならないと解されるべきである。⁽⁴⁵⁾ 規則添付の訴状の記載例のような概括的な主張も、請求の本質的要素を備えていると解されるし、前述のコンレー事件にしても、ディオガーディ事件にしても、その主張においては請求の本質的要素を備えていると解される。注意しなければならないのは、この要件は、請求原因を根拠付けるすべての構成要件を要求するものではないという点である。この点で、規則第一二条(b)(6)項の申し立てを審理する場合におけるフリーディングの責任の所在と、本案の立証責任や主張責任の所在とは明確に区別しなければならぬと思われる。⁽⁴⁶⁾ 即ち、原告が本案の立証責任や主張責任を負う事項であっても、規則第一二条(b)(6)項の申し立てが認められることを示す責任はその却下によって利益を受ける被告であり、またディスカヴァリの前段階であるから、原告のフリーディングの責任は限定的に考えられるべきであろう。⁽⁴⁷⁾

第二に、請求の基本的性格を明らかにする程度の記載が必要であると考えられる。前述のコンレー事件にしても、ディオガーディ事件にしても、請求の基本的性格を明らかにする程度の記載はされていると解されている。⁽⁴⁸⁾ その判断をする場合、あくまでも実質的に判断をすべきであり、拙劣な陳述であるか否かは関係がない。規則添付の書式第九を例にとって考えてみると、交通事故による損害賠償請求事件であるという請求の基本的性格は明らかにされていると見ることができよう。

第三に、請求に関する重要事実の特定を要するといえるであろう。例えば、規則付属の書式第九の交通事故による損害賠償請求の訴状においても、その交通事故が何時、どこで、大体どのように起きたかが記載されているが、これも請求に関する重要事実の特定をしているものと読むことができよう。しかし、従前の議論では、請求に関する重要事実の特定の必要性は、十分に明らかであったとは言えないように思われる。例えば、トロ対シャーレロイ事件⁽⁴⁹⁾において、被告地方公共団体の元職員であった原告は、被告が原告の米國憲法修正第一条に保障された権利の行使を理由として解雇したのは違法であるとして訴えを起こしたが、裁判所は規則第一二条(b)(6)項に基づいて訴状の却下を認めた。この事件で裁判所は原告が何時、どこで、どのように米國憲法修正第一条に保障された権利の行使をしたことが理由で解雇されたのか明らかでないとの理由を付したのであるが、一部の論者はその理由付けを引用しつつ、厳格なフリーディング・ルールを用いており、不当であると批判している。確かに、この事件で第三巡回区高等裁判所は公民権法に基づく訴訟ではより厳格なフリーディング・ルールを用いるべきであると明言している点では批判されるべきであろう。しかし、原告が何時、どこで、どのように米國憲法修正第一条に保障された権利の行使をしたことが理由で解雇されたのかを主張するように要求することは、請求に関する重要事実の特定をするために必要であり、また米國憲法修正第一条に保障された

権利の行使をしたのは原告なのであるから、その主張をさせることは何ら酷ではないと考えられよう。その見地からすると、この事件における規則第一二条(b)(6)項に基づく訴状の却下は、結論としては妥当であったといえると思われる。

そこで、事実の記載の程度が問題となった場合、どのように「基本的な性格が明らかになる程度の事実の主張」の有無を見極めるかが問題となろう。そこで考えるべき点として、以下の点を特に指摘したい。まず第一に、先にも触れた通り、規則第一二条(b)(6)項の申し立てを審理する場合におけるフリーディングの責任の所在と、本案の立証責任や主張責任の所在とは明確に区別しなければならない。⁵⁹⁾その意味で、原告が直接関わって体験しており、事実を明らかに陳述できるはずである要素については、原告にフリーディングの責任があるものと解してよいであろう。またその程度の責任を負わせることは、不当に重い責任を負わせることにもならないであろう。むしろ、その程度のフリーディングの責任さえ果たせなければ、訴状を却下されてもやむをえないと言えよう。

第二に、原告が当然に主張しうると考えられる事項とは反対に、被告側に資料があり、原告には容易にアクセスできない事項については、原告にフリーディングの責任があるものと解すべきではない。特に、被告の悪意、故意、過失等の主観的態度はいかなる場合にも原告にフリーディングの責任があるものと解されるべきではない。⁽⁶⁾また、これらは訴状における請求の

本質的要素とも解されるべきではないであろう。この点で、比較的多くの判例において原告が被告の悪意、故意、過失等の主観的態度を十分に主張できなかったという理由で却下されてきたことは批判されるべきであろうと思われる。

第三に、請求に関する重要事実が何時、どこで、大体どのよう⁽⁷⁾に起きたかが記載されている場合は、請求に関する重要事実の特定がされているものとして、訴状の却下を免れる可能性が高いといえるであろう。

六、まとめ

以上より、訴状の陳述内容に法律上の問題がある場合(第一類型及び第二類型)、裁判所はコンレーの基準に従うべきではなく、合理的な解釈に従って、請求を却下することもできると解されるべきであろう。これに対して、裁判所が請求の陳述の記載の程度に問題があると考える場合(第三類型ないし第六類型)には、コンレーの基準に従うべきであろう。そして、結論的には、全く法律上の根拠がない事件(第一類型)、法律上請求が認められないと考えられる事件(第二類型)、全く事実上の根拠がない事件(第三類型)、陳述が一般的または結論的すぎて紛争の基本的な性格すら明らかにならない程度にしか事実の記載がない訴状(第四類型)、及び陳述された事実関係からすると法律上救済が認められることはほとんどありえないような事件(第五類型)については、訴状または請求の却下を認め

るのが妥当である。これに対して、訴状の記載において、法律上その請求が認められると一応考えられ(第二類型)、且つ、紛争の基本的な性格が明らかになる程度の主張がある限り(第六類型)、規則第一二条(b)項の申し立てを否定するのが妥当であると考えられる。

(21) 355 U.S. 41, 78 S. Ct. 99 (1957). この事件はなごつ、原告は黒人で、被告、労働組合に対して、組合はすべての組合員を公平に差別しないで代表しなければならぬという法律の義務を違反したとして、訴えを提起した。原告は訴状で「原告らは鉄道会社から不法に解雇され、その後白人らに代ってそのはたなどの職が補われたので、これに対処するよう繰り返し嘆願したが、被告は原告らが黒人であるために、白人の組合員に対するのと同じように保護・援助しようとしなかった。」と主張した。これに対して被告は、「(1)救済を認めうる請求を陳述してこない。(2)訴状の記載は「差別」の主張を支える事実を示していない。」として訴状の却下を申し立てた。第一審、第二審とも訴状却下の申し立てを認めたが、原告が上告した結果、連邦最高裁判所はこれを破棄差戻した。

(22) 5A Wright and Miller, Federal Practice and Procedure: Civil 2d, §1357, at 359 (West 1990).

(23) Roberts, supra note (6); Wingate, supra note (18); Blazek, Presumed Frivolous: Application of Stringent Pleading Requirements in Civil Rights Litigation, 31 Wm Mary L. Rev. 935 (1990); Louis, Interception and Discouraging Doubtful Litigation: A Golden Anniversary View of Pleading, Summary, and Rule 11 Sanctions Under the Federal Rules of Civil Pro-

cedure, 67 N. C. L. Rev. 1023 (1989).

(24) Naglar v. Admiral Corp., 248 F. 2d 319 (2d Cir. 1957).

(25) Franchise Realty Interstate Corp. v. San Francisco Local Joint Executive Board of Culinary Workers, 542 F. 2d 1076, 1083-85 (9th Cir. 1976).

(26) H. J. Inc. v. Northwestern Bell Telephone Co., 109 S. Ct. 2893, 2905 (1989).

(27) Valley v. Maule, 297 F. Supp. 958 (D. Conn. 1968).

(28) Naglar v. Admiral Corp., 248 F. 2d 319 (2d Cir. 1957).

(29) Roberts, supra note (6), at 392.

(30) Ross v. A. H. Robins Co., Inc., 607 F. 2d 545 (2d Cir. 1979).

(31) 小林 前掲注(2) 一五七頁。

(32) 規則第九条(b)項は詐欺、錯誤等についてはそれを構成する状況を詳細に陳述しなければならないと定め、同条(c)項は特別損害として明確な主張を必要とするを定める。

(33) Rennie & Laughlin, Inc. v. Chrysler Corp., 242 F. 2d 208, 213 (9th Cir. 1957).

(34) U.S. v. City of Philadelphia, 644 F. 2d 187 (3d Cir. 1980).

(35) Wilging 前掲注(10)。尚、規則第八条(b)項が「抗弁として同条(c)項と同旨を規定し、また、同条(d)項が「すべてのフォーラム」の主張は簡潔で直接的でなければならぬ」と、技術的な形態は不要であると明言した趣旨からすれば、むしろ長すぎる訴状こそ問題視されるべきかもしれない。かかる見地から、長すぎる訴状が同条(a)(2)項違反であるとして却その対象となりうるべしと考えられ、その問題に関連する事例もあるが、極めて特殊例外的であるべし。その類型に関する問題については、本稿の以下に示す

- 立ち入らなうてなや。
- (23) 463 F. 2d 98 (2d Cir. 1972).
- (24) 139 F. 2d 774 (2d Cir. 1944).
- (25) 5 A Wright and Miller, *supra* note (20), §1357 at 311-318.
- (26) 367 F. Supp. 1337 (N. D. Iowa. 1973).
- (27) 905 F. 2d 769 (4th Cir. 1990).
- (28) 945 F. 2d 694 (4th Cir. 1991).
- (29) *Id.* at 696.
- (30) *Friedenthal, Kane & Miller, Civil Procedure*, §5. 8 at 254 (West 1985); *Wright, Federal Courts*, §68, at 440 (West 4th ed. 1983); 4 *Cyc. Fed. Proc.* §14. 160, at 248. 同註。
- (31) 139 F. 2d 774 (2d Cir. 1944).
- (32) デュオガデー対ターニング事件において、原告はトニックの荷受人であったところ、英語の能力も不十分なのに弁護士にも依頼しないで、被告が横領か何かによりトニック二ケース等を紛失したことに基づく損害賠償の訴えを提起した。被告は原告がトニックの関税を支払わないのでそのトニックを競売にかけたが、原告は訴状において「被告は、競売日に原告のトニックを他の入札者のつけ値一二〇ドルではなく、原告のつけ値一一〇ドルで売り、その競売の三週間前に二ケースが紛失していた。」などと主張した。これに対して、被告は、訴状が請求の原因を構成する十分な事実を陳述していないとして規則第一二条(b)(6)項に基づいて訴状却下の申立てをなし、原審もその申立てを認めた。原告が控訴した結果、第二巡回区高等裁判所はこれを破棄差戻した。
- (44) 前注(17)参照。
- (45) 本質的要素の一般的構成要素を論じている学者もいる。James, *Hazard & Leubsdorf*, *supra* note (18), §3. 15, at 368.

- (46) しかし、フリーディングの責任の分配については、まだ確立したルールはないようである。James, *Hazard & Leubsdorf*, *supra* note (18), §3. 11 at 157.
- (47) *Friedenthal, Kane & Miller, supra* note, §5. 7 at 253-254.
- (48) *Id.* §5. 8 at 254.
- (49) 532 F. 2d 920 (3d Cir. 1976).
- (50) 前注(46)及び(47)参照。
- (51) 規則第九条(b)項も詐欺、錯誤を主張するときにその構成事実を詳細に主張することを要するが、悪意、故意、認識、その他の主観的態様は一般的な事実主張で足りると規定する。

第三章 規則第一二条(b)(6)項の運用

本章では、規則第一二条(b)(6)項に関する裁判所の裁量について一瞥した上で、同項の運用、特に裁判所の職権による同条項の適用が許される場合、和解に対する影響を検討する。

一、裁判所の裁量

一般に、裁判所は請求を却下する裁判をするか否かについて広汎な裁量権を有していると言われているが、規則第一二条(b)(6)項に基づいて訴状を却下するか否かは法律的問題であるから裁量の余地はないとも説かれている。⁽⁵²⁾ この一見矛盾するような説明はどのように理解したらよいのであろうか。

そもそも簡素化されたフリーディング・ルールは、いつ訴状

の陳述が十分か否かを決定するのか、また再陳述の機会を与えるか否かの判断を裁判所の裁量に委ねることとした。従って、手続がある程度進行するまで却下の申し立てに関する決定を遅らせ、また訴状の変更許可付きでその請求を却下することに關しては裁判所の裁量が認められる。⁽⁵³⁾そこで、ほとんどの事件においては、手続がディスカバリの段階まで進行することや請求の陳述に關する十分性の判断が、手続の充分進行するまで延期することが期待される。しかし、同項に基づく却下が認められるのか否かを裁判所の余りに広範な裁量に委ねることは、手続の予測可能性を害することになる。しばしば、請求の陳述が充分か否かは、科学的・客觀的に判別することが不可能であり、裁判官の健全な判断により、個々具体的に判断されるべきものであるとも言われてきた。⁽⁵⁴⁾このように不明瞭な基準しか立てることができないために、従前の議論はどちらかと言えばサマリ・ジャシメントやルール一の一の分析に重点が置かれ、またそれらの制度による調節こそが妥当であるという見解が主張されてきた。⁽⁵⁵⁾

思うに、これら従前の議論においては、規則第一二条(b)(6)項の適用がいかにあるべきかという問いに対しては何も答えてはいないばかりか、同項がサマリ・ジャシメントやルール一等等とは別個の異なった機能を有し、果たしうることを看過している。民事訴訟手続をより効率化し、本来の法の趣旨を全うするためにも、同項の適用基準を明確にすることが妥当である。

一般的に、民事訴訟手続における裁判所の「裁量」には二つの意義があると考えられ、提起された問題に対して正誤を論じ余地のない性格を示す場合と、上級審で覆されることのできない性格を示す場合とがあると考えることができよう。⁽⁵⁶⁾そこで、請求の却下を後日の段階まで引き延ばす判断、再陳述の許可を与える判断、及び原告の権利を毀損することなく請求を却下する判断については、基本的に正誤を論じる余地はなく、これらについては裁判官の裁量が認められるものと言えよう。これに対して、規則第一二条(b)(6)項の申し立てを却下する判断及び申し立ての却下を認める判断については、上級審が法律に基づいて審査するものであるから、⁽⁵⁷⁾そこで覆る余地があり、これらについては裁判官の裁量は認められないということになる。

二、和解への影響

規則第一二条(b)(6)項の弾力的活用が、和解の実務にどのような影響を与えるかについては議論がある。マルクス教授は、紛争を公的利益型と私的紛争解決型に分けて考え、公的利益型からすると審理前の申し立ても積極的に用いることによって訴訟経済を図ることも望ましいかもしれないが、私的紛争解決型の民事訴訟においては同項の却下制度を用いないほうが望ましい和解を促進すると論じた。⁽⁵⁸⁾即ち、民事訴訟においては和解を望ましい解決手段であるから、同項による却下は和解を阻害するかもしれないというのである。しかし、民事訴訟には公的側面

と私的紛争の解決を必要とする側面を併せ有するものであり、二つを分類して別々に論じることが妥当ではない。また、現実には同項による却下の申立は、負担の重いディスカバリーを考えた場合、不当訴訟に対する唯一ともいえる最も有効な対抗手段である。

規則第一二条(b)(6)項が和解の実務に悪影響を与えているとの臆測は、多分にその適用基準の不明瞭さによるものであり、ある程度適切な適用基準が明確になれば、むしろマルクス教授も指摘する通り、当事者がブリーディングにおいて相互に自己の立場を分析することによって、より適切な和解の機会を促進できるものと考えられる。⁽⁵⁹⁾即ち、サマリー・ジャジメントに至る前段階にも、同項が別個の和解の契機を作っていると考えられる。

三、職権による請求の却下

裁判所は、被告の申し立てがなくなるとも、自らのモーションによって規則第一二条(b)(6)項を適用して請求を却下することができる。同項というモーションは法文上当事者によって起こされるものに限られていないことから、米国では実務上も裁判所によるモーションも認められると解されてきた。⁽⁶⁰⁾しかし、これは一見して明らかでないように米国の民事訴訟における伝統的な対審構造の趣旨に反する恐れがあり、独立の第三者的な立場で判断をすべきであるのに、自らのモーションによって一方当事者に

加担する当事者的な立場に立つことを認めることになりはしないかとの危惧がある。

従前から、裁判所の職権による同項の適用は厳格なルールのもとで限定的に認められると言われてきたが、その内容は必ずしも明らかではなかったように思われる。また、最高裁判所も職権による同項の適用については敢えて明らかにしなかった。⁽⁶¹⁾そこで、ここに言う厳格なルールとは何かを、手続法的側面と実体的側面とに分けて検討することにする。

1 手続法的側面

まず、裁判所は、原告に反論の機会を与える等の一定の手続を経た後でなければ職権による規則第一二条(b)(6)項の適用は許されないと解すべきである。ティングラード対マーシャル事件で第六巡回区高等裁判所は、原告の訴状を自らのモーションによって却下するためには、(1)その訴状が被告に送達されたこと、(2)その訴状を却下する裁判所の意図を通告すること、(3)原告に再陳述の機会または裁判所の却下の意図に反論する機会を与えること、(4)被告に答弁または申し立ての機会を与えたこと、(5)却下の理由を明らかにすることを要するものと判示した。⁽⁶²⁾また、その他の事件では、他の裁判所がこれらのうちの一部の要件しか要求しないものも見られ、統一的な見解は明らかになっていないようである。

思うに、ティングラード対マーシャル事件で示された(1)と(4)の

要件は原告の利益を確保する見地からすれば不要であり、必要以上に却下を抑制することは妥当ではない。しかし、(2)、(3)、及び(5)の要件は、原告が本当に充分な請求の陳述ができないのか否かを確認するために手続上必要であると考えることができよう。従って、その程度の手続すら経ないで裁判所の職権で同項を適用して訴状または請求を却下した場合は、上級審はその却下を取り消して第一審に差し戻すべきであろう。

2 実法法的側面

フリーディングの段階で事件を却下してしまうことは原告の利益に重大な影響を及ぼすものであるから、被告のモーションによらずに裁判所がその職権を発動して事件を却下するためには、相当の理由が確実に存在していると考えられる場合に限り、相対しなければならない。しかし、かかる厳格なルールの必要性にも拘らず、一部の裁判所は、職権による同項の適用における厳格なルールを明らかにしては来なかったものと言わざるを得ない。例えば、一部の裁判所は、職権による同項の適用は厳格なルールのもとでのみ認められるとの一般論を述べておきながら、その具体的な基準の記載においては「原告のフリーディングから却下が相当であるとの充分な理由があれば足りる」というような、被告のモーションがある場合と何ら差異のない基準が適用されていたに過ぎなかったようである。

思うに、裁判所は、必要以上に職権の発動を抑制する必要は

ないし、抑制すべきでもないから、却下を当然せざるをえないような事件、即ち裁判所の裁量や独自の判断が働く余地のない場合には職権の発動を認める正当な理由があるのではなからうか。前述の事件の分類に従えば、全く法律上の根拠記載がない事件(第一類型)は、法律上請求を認める根拠が何もなく、論争の余地がないのであるし、全く事実上の根拠記載がない事件(第三類型)は、法律上請求を裏付ける事実が何もなく、論争の基礎がないのであるから、職権で同項を適用することも妥当であろう。それに対して、法律上請求が認められるか否かが問題となる事件(第二類型)、及び請求の陳述の程度について問題のある事件(第四乃至第六類型)の場合は、それぞれ当事者間の論争が必要であり、裁判所の職権発動は対審構造に反するものとして禁じられるべきであろう。特に、それらの問題があるにも拘らず、一方当事者に有利な却下決定が下された場合は、たとえその判断が上級審で審査され、是正されることが制度上保障されていても、和解交渉等に事実上重大な影響を与えるものであるから、実体に反していた場合にはその副作用は看過しえないものとなる。従って、実法法的側面から厳格なルールとは、訴状に法律上または事実上の根拠記載が全く記載されていない場合に限って職権の発動が認められるものと考えるのが妥当だと思われる。

尚、裁判所の中には、職権による規則第一二条(b)(6)項の適用に抵抗があることから、当事者にそのモーションを促すことに

よって、職権によるモーションと同様の結果をもたらす場合が考えられるが、かかる裁判所の行為についても、法律上厳格な意味では職権による却下ではないとはいえども、事実上職権によるものと同視すべきものがあるから、同様の厳格なルールが適用されるべきであろう⁽⁸²⁾。

- (82) 5A Wright & Miller, *supra* note (20), § 1357 at 303-304.
- (83) Salahuddin v. Cuomo, 861 F. 2d 40, 43 (2d Cir. 1988); 5A Wright & Miller, *supra* note (20), § 1357 at 359.
- (84) Rennie & Laughlin, Inc. v. Chrysler Corp., 242 F. 2d 208, 213 (9th Cir. 1957).
- (85) Marcus, *supra* note (9), at 437; Friedenthal, Kane & Miller, *supra* note (41), § 5.2 at 240-241; DeLoach v. Crowley's, Inc., 128 F. 2d 378, 380 (5th Cir. 1942).
- (86) Rosenberg, *Judicial Discretion of The Trial Court*, Viewed Form Above, 22 *Syracuse L. Rev.* 635, 637 (1971).
- (87) 規則第一二条(b)(6)項の適用を審査する場合における法律問題とは、前章で検討した分類のようた、実体法上の問題と手続法上の問題とに分けて考えることができる。そこで、実体法上その請求が法律的に認められるか否かを判断する局面と手続法上その請求の陳述が充分であるか否かを判断する局面があったわけである。
- (88) Marcus, *supra* note (9), at 455-456.
- (89) Shreve and Raven-Hansen, *supra* note (3), § 54 at 216.
- (90) 5A Wright & Miller, *supra* note (20), § 1357 at 301.
- (91) Neitzke v. Williams, 490 U. S. 319, 329, 109 S. Ct. 1827, 1835 n. 8 (1989).
- (92) *Tingler v. Marshall*, 716 F. 2d 1109, 1112 (6th Cir. 1983).

- (83) Apostol v. Landau, 957 F. 2d 339 (7th Cir. 1992); *Shockey v. Jones*, 823 F. 2d 1068 (7th Cir. 1987).
- (84) 同様の問題は、サリー・シヤンメントの⁽⁸⁴⁾。Shreve and Raven-Hansen, *supra* note (3), § 81 [B] [1] at 317.

第四章 規則第一二条(b)(6)項に

基づく却下の効果

本章では、規則第一二条(b)(6)項に基づく却下の効果をめぐる論争について簡単にふれてみたい。同項による却下の効果は必ずしも明らかではなく、例えば、その判決効はどういう場合にどのような内容となるのか、請求の陳述の変更はどういう場合に許されるのか、上訴はどういう場合に認められるのか、それそれ問題がある。

一、判決効

多くの裁判所は、規則第一二条(b)(6)項に基づく却下が本案に対する判決であるという理由で、特に「権利を毀損しないで without prejudice 却下する」と明示しない限り、判決効を有するものと解してきた⁽⁸⁵⁾。しかし、その判決効とは、どういう場合で、どのような範囲で認められるのかは必ずしも明確ではない⁽⁸⁶⁾。判決効の有無は、専ら裁判官が権利を毀損しないで却下すると明示するか否かの裁量によることになるのであろうか。

米国において、判決効は、請求排除効 claim preclusion と争点排除効 issue preclusion とからなる。請求排除効の趣旨は、原告が本案について争う公正な機会を既に与えられて終結判決に至った場合は、同一の請求をその後の訴訟で求めることはできないというものである。これに対して、争点排除効の趣旨は、ある事実上または法律上の争点について現実に争う機会が与えられ、本案の終局判決のために必要な争点として現実に判断がなされた場合は、争点排除効を認めることが不当である事情が特になし限り、同一の争点をその後の訴訟で争うことはできないというものである。⁽⁶⁷⁾

確かに、一般的に、裁判所は規則第一二条(b)(6)項に基づく却下判決に請求排除効を認めてきたし、争点排除効を認めることを判決文に明示することはしばしば見られる。また、原告は訴状の変更やディスカバリの機会を充分に与えられているので、原告によって最初の訴訟で現実争うことのできた範囲は、かなり広がってきたものと考えることができる。こうした訴訟制度の変化に伴い、一般に判決効の範囲は広がる傾向にあることが指摘されている。⁽⁶⁸⁾

しかし、規則第一二条(b)(6)項に基づく却下判決はディスカバリの前に下されることもあるし、被告の答弁の後の訴状の変更は裁判官の裁量に委ねられている。⁽⁶⁹⁾ 同項に基づく却下判決は、訴状に記載された法律構成に基づく請求の法律上の当否または請求の陳述の充分性しか判断しないのであるから、一律に請求

排除効まで認めることには問題があるのではなからうか。また、争点排除効の要件を満たしている限り、これを認めるのは妥当であるとしても、同項に基づく審理において、どの点について争点排除効を認められるのかを厳格に判断する必要がある。これを併せ考えると、前述の分類で言えば、第三類型ないし第六類型についてはその訴状に関して争点排除効が生じても、請求排除効を認めることは妥当ではないように思われる。

二、訴状の変更

裁判所が請求の陳述が不十分であると判断した場合は、これを却下することができる訳であるが、これに対して原告は、上訴するか、規則第一五条(a)項に従って訴状変更の申し立てをすることになろう、それに対して、裁判所が本当は請求の陳述が不十分であったにも拘らず、これを看過して事実審理に入ってしまった場合は、いったん実施した以上、その事実審理をなかつたことにする必要はないため、上訴審で訴状の不十分性だけを理由に却下されることはなくなると考えられている。⁽⁷⁰⁾

そこで、規則第一二条(b)(6)項に基づく請求の却下の判決があった場合、原告は訴状を変更して、請求を再陳述することが許されるか否かが実務上しばしば問題となる。一般的には、プリーディングは単なる不十分性のためには却下されず、原告には訴状の変更または再陳述の機会が与えられるものと言われており、その機会を与えるか否かは、裁判所の裁量に委ねられると

説明されている。そこで、場合によっては、請求の再陳述を許されない却下が認められることも手続の進展によってはありうることになる。多くの判例・学説は、かかる訴状の変更または再陳述を認めるか否かを決定する裁判所の裁量権の行使の仕方について、いくつかの判断基準を論じてきた。⁽⁷²⁾ 本稿でそれらについて詳細に検討する余裕はないが、試論として、規則第二二条(b)(6)項の適用という視点から、一つの判断基準を加えることができるように思われる。即ち、法律上請求が認められない場合は本案についての決定もされており、訴状の変更または再陳述を認める必要は少ないが、陳述の記載の程度が問題であった場合は、基本的に訴状の変更または再陳述の許可を与えることが妥当であるという点である。そうだとするならば、少なくとも第三類型ないし第六類型については訴状の変更または再陳述の許可を与えられやすいということになる。従前の判例は、いくつかの判断基準を吟味して、個々具体的に判断している中で、この新たな要素はそれらの一つとして加えられてよいと思われる。

三、上訴の可能性

一般に、裁判所が請求の却下のモーションを否定した場合は、まだ終局判決に至っていないので上訴できないが、そのモーションに基づいて訴状の却下を認めた場合は、通常終局判決に至ったものとして上訴できると解されている。⁽⁷³⁾ 訴状変更の許可付

きで訴状が却下された場合も、通常まだ終局判決に至っていないから上訴できないと解されているが、場合によっては上訴が認められることもありうるが、そのかわり上訴により訴状変更の機会を失うかもしれないという問題があらう。⁽⁷⁴⁾

(72) Federal Dept. Stores, Inc. v. Motie, 452 U.S. 394, 399, 101 S. Ct. 2424, 2428 n. 3 (1981); Hart v. Yamaha-Paris Distributors, Inc., 787 F. 2d 1468, 1470 (11th Cir. 1986); Friedenthal, Kane & Miller, supra note (41), § 14.7, at 654.

(73) 5A Wright & Miller, supra note (20), § 1357 at 369.

(74) Shreve and Raven-Hansen, supra note (3), § 106 [B] [2], at 418. 尚、判決効の一般的概念の説明は、小林秀之「判決効の拡張とリステイトメント」(アメリカ民事訴訟法) 二七一頁以下参照。

(75) James, Hazard & Leubsdorf, supra note (18), § 11. 16 at 606.

(76) 規則第一五条(a)項は「当事者は、答弁のフリーディングが送達される前であればいつでも、また(中略)事実審理の前であれば、フリーディング送達後二〇日間はいつでも、一回は自由にそのフリーディングを変更することができる。また、そうでない場合は、当事者はそのフリーディングを、裁判所の許可または書面による相手方の同意がある場合に限り変更することができる。裁判所の許可は正義の要請に従い制限なく与えられなければならない。(後略)」と規定する。

(77) 但し、規則第一五条(a)項に基づいて変更の許可を得る前に、規則第五九条または第六〇条により、審理の再開を求める等の手続が必要となる。Car Carriers, Inc. v. Ford Motor Co., 745 F. 2d 1101, 1111 (7th Cir. 1984).

- (71) *Lasercomb America, Inc. v. Reynolds*, 911 F. 2d 970, 980 (4th Cir. 1990).
- (72) 例え³⁴ *Ascon Properties, Inc. v. Mobil Oil Co.*, 866, F. 2d 1149, 1160 (9th Cir. 1989) は①悪意によるものか、②遅延の程度、③相手方の被る不利益、④変更の実益、⑤その前の変更の回数等を考慮するところ³⁵。尚、*Shreve and Ravan-Hansen*, *supra* note (3), §53 [A] at 208-210 参照³⁶。
- (73) *Shreve and Ravan-Hansen*, *supra* note (3), §50 [C] [2] at 201.
- (74) *E.g., Kozemchak v. Ukrainian Orthodox Church of America*, 443 F. 2d 401 (2d Cir. 1971).
- (75) *Divittorio v. Equidyne Extractive Industries, Inc.*, 822 F. 2d 1242, 1247 (2d Cir. 1987).

第五章 結 論

本稿で検討したところによれば、規則第一二条(b)(6)項の適用状況に応じてその基準をより明らかにすることが、同項の運用において重要であり、その機能や効果等を明確にすることもも資するといえることができると思われる。結論的には、同項の機能として、全く法律上の根拠がない事件(第一類型)、法律上請求が認められないと考えられる事件(第二類型)、全く事実上の根拠がない事件(第三類型)、陳述が一般的または結論的すぎて紛争の基本的な性格すら明らかにならない程度にしか事

実の記載がない事件(第四類型)、及び陳述された事実関係からすると法律上救済が認められることはほとんどありえないような事件(第五類型)を手続の早い段階で排除する機能が認められるとともに、その反面、紛争の基本的な性格が明らかになる程度の事実の主張がある限り、暫定的にせよ請求が法律的に認められる可能性があることを認めると同時に、訴状の陳述が充分であることを認める機能があると言いうことができよう。

同項の適用に当たっては、これらの機能を十分念頭においてうえで、コンリーの基準の見直しが必要であり、特に法律上の問題がある場合はコンリーの基準に従うべきではなく、合理的な解釈に従って、請求を却下することもできると解されるべきであろう。また、訴状の変更や再陳述の許可が与えられるか否かの判断や判決効の範囲についても、訴状の陳述の程度が問題のケースについては原告に有利に解すべきであり、請求排除効がどんな場合にも認められるわけではないことを明らかにする必要がある、その意味で通説的な基準立てに修正が加えられることを明らかにする必要がある。

本稿で論じた結論自体は、既にある個々の判例の結論とそれほど異なるところはないのであるが、その理由付けや体系的な説明については一部の判例、学説に混乱があるし、何よりも、今後同項を妥当な範囲でより効果的に用いて行く方向に進むか、同項をほとんど捨ててサマリー・ジャジメント等他の制度にブリーディングのチェックを委ねるかという点については問題が

ある。例えばマルクス教授等は後者の立場に立つのであるが、本稿では前者の立場から同項の適用基準と効果の明確化を図ることがより重要であるのではないかとこの視点から分類的考察も試みてみた。その場合、具体的に妥当な結論を導き、またより多くの和解の機会を提供するなどの意味から、同項の妥当な適用基準とその効果を明確にすることが望ましいことは疑いないであろう。いずれにしても、同項の適用基準と効果の明確化をしなければ、同項は望ましくない制度であるとのレッテルを貼られたままであろう。⁽⁷⁶⁾

(76) 尚、本稿の議論の詳細は、拙稿 *Functions of Rule 12 (b) (6) in the Federal Rules of Civil Procedure: A Categorization Approach*, Campbell L. Rev. (1993) を参照されたい。